

自己点検・評価報告書

平成30年9月26日

一般財団法人 短期大学基準協会

目 次

はじめに	1
1. 評価基準について	2
2. 評価方法について	4
3. 認証評価の実施状況について	7
4. 組織及び運営の状況について	10
(参考)	
○ 自己点検・評価委員会規程	13
○ 自己点検・評価委員会委員名簿	14

(参考資料)

1-1	短期大学評価基準新旧対照表（第1評価期間と第2評価期間）
1-2	ACCJC Standard (2014) (仮訳) と短期大学評価基準 (2015) 対比表
1-3	短期大学評価基準新旧対照表（第2評価期間と第3評価期間）
1-4	短期大学基準協会ウェブサイト
1-5	よくある質問 (FAQ)
1-6	短期大学評価基準（平成30年度認証評価から適用）
1-7	平成26年度短期大学評価基準新旧対照表
1-8	内部質保証ルーブリック
2-1	第三者評価 評価員研修会について(報告)・アンケート結果(平成27~29年度)
2-2	短期大学基準協会第三者評価要綱（平成24年4月改定版）
2-3	第三者評価実施規程（平成27年5月21日改正）
2-4	平成29年度第三者評価実施要領
2-5	平成29年度評価員マニュアル
2-6	基準別評価の考え方
2-7	評価に使う様式の取り扱い及び記入方法について
2-8	第三者評価AL0対象説明会次第（平成27~29年度）
2-9	平成29年度AL0マニュアル
2-10	平成29年度自己点検・評価報告書作成マニュアル

- 3-1 平成 29 年度認証評価決定までの日程
- 3-2 平成 27 年度評価員候補者登録状況
- 3-3 基準別評価票における評価校に対する意見（平成 27～29 年度）
- 3-4 第三者評価 評価校アンケート結果（平成 27～29 年度）
- 3-5 平成 29 年度第三者評価を振り返って
- 3-6 認証評価機関連絡協議会ウェブサイト

- 4-1 評議員一覧（平成 30 年 6 月 15 日現在）
- 4-2 理事・監事一覧（平成 30 年 6 月 15 日現在）
- 4-3 認証評価委員会 委員一覧（平成 30 年 5 月 24 日現在）
- 4-4 認証評価審査委員会 委員一覧（平成 30 年 4 月 1 日現在）
- 4-5 各種委員会
- 4-6 会員規程（平成 30 年 2 月 16 日改正）
- 4-7 大学認証評価検討タスクフォース設置要項
- 4-8 専門職短期大学認証評価について
- 4-9 委員会等委員の旅費及び報酬の支給に関する規程（平成 24 年 3 月 15 日改正）
- 4-10 評価員旅費支給規程（平成 30 年 2 月 16 日改正）

はじめに

○本協会は平成 17 年 1 月に文部科学大臣から認証評価機関として認証され、平成 17 年度から第三者評価（認証評価）を開始した。

○第三者評価の目的は、短期大学教育の継続的な質の保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援して短期大学の教育の向上・充実に資することであり、また、評価システムや評価の結果を公表することによって広く社会の理解と支援を得ることである。

○第三者評価は、本協会が示す短期大学評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき自己点検・評価報告書の作成を求め、この自己点検・評価報告書を基に、評価員がピア・レビューを開始することから始まる。

○評価は、評価基準Ⅰ～Ⅳの 4 基準の下に、教育活動を中心として、教育研究、組織運営、施設設備、財務等の包括的な状況について行われ、最終的に本協会として「適格」、「条件付き適格」、「不適格」、「保留」という形で機関別評価の判定を行っている。また、その判定とは別に、基準ごとに「三つの意見」（①特に優れた試みと評価できる事項、②向上・充実のための課題、③早急に改善を要すると判断される事項）を示し、評価校に通知するとともに公表している。

○第三者評価は、部分的なものではなく評価時点における包括的な評価であり、それゆえ「適格」の判定は、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できると判定することである。

○第 1 評価期間（平成 17 年度～平成 22 年度）は 328 校、第 2 評価期間（平成 23 年度～平成 29 年度）は 290 校の第三者評価を行った。

（平成 29 年 4 月現在 全短期大学数 332 校、うち会員校 289 校（私立短期大学の 92%））

○この間、評価基準及び評価方法等については、法令改正はもとより評価後の評価校及び評価員からの意見等を踏まえ、短期大学関係者のみならず他機関の有識者からなる第三者評価委員会（以下、「評価委員会」という。）において不断に見直し、必要に応じて改定案を作成し、理事会の承認を得て改善を図ってきた。改定後には、改定内容等について全短期大学を対象に説明会を開催しその周知に努めてきた。

○平成 30 年度からは新評価システムでの実施となるが、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下、「細目省令」という。）の改正等を受けて、自己点検・評価委員会を設置し、改めて本協会の主事業である評価事業についての総括を行うことにした。対象とする期間は第 2 評価期間、点検・評価項目は、第三者評価に係る「評価基準」、「評価方法」、「第三者評価（認証評価）の実施状況」及び「組織及び運営の状況」とし、その結果については、理事会に報告し、公表するとともに、必要に応じて改善を図っていくことにしている。

○自己点検・評価委員会委員は理事会で選任され、理事 5 名（事務局長を含む。）、理事会が必要と認めた短期大学学長 2 名及び日本私立短期大学協会事務局長の 8 名構成と

なっており、委員長には理事会の議を経て理事長から中野副理事長が任命された。

○自己点検・評価に当たっては、事務局において現状等を取りまとめ、評価委員会（平成 30 年度から認証評価委員会）委員長の意見を踏まえて修正等したものを基に、自己点検・評価委員会において検討し、自己点検・評価報告書として取りまとめた。

○今回の自己点検・評価は、第 3 評価期間に入った平成 30 年度に実施したため、改善（行動）計画の記述は、新評価システムにおいて改善を図った事項と今回の自己点検・評価を通してさらに改善が必要と思われる事項について記述した。

○自己点検・評価の結果を基に、新評価システムの確認とともに認証評価事業の改善を図ることによって、短期大学の内部質保証の充実が図られ、短期大学教育の一層の向上・充実につながることを期待する。

1. 評価基準について

（現状）

○第 1 評価期間の評価基準は、短期大学の教育活動等の状況を多角的に評価を行うため、10 の評価領域で構成されており、さらに短期大学として有すべき水準を満たしているかどうかという視点で、それぞれ複数の評価項目（32）を設定し、各評価項目を理解し分析するために、評価の観点（143）を示していた。

機関別評価は、評価領域ごとの評価結果（合又は否）を踏まえ、「適格」、「不適格」及び「保留」の判定を行っていた。

○平成 23 年度からは、中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成 20 年 12 月）で示された、学生の学習成果、三つの方針等について評価基準に取り入れ、教育の質保証においては、学習成果を焦点にした査定（アセスメント）を向上・充実の手法に加え、教育の向上・充実のための PDCA サイクルについても取り入れた。さらに、国際通用性の観点から米国西地区学校・大学基準協会（WASC）二年制高等教育機関認定委員会（ACCJC）のアクレディテーションを参考（平成 25 年 3 月に連携協定を締結）にし、また、複数の領域にまたがって同一の記述となるような重複部分を見直し、短期大学が日常的な自己点検・評価に取り組みやすいようにと、10 の評価領域を四つの「基準」にまとめ、さらに短期大学独自の特色を生かした記述を追加するように改善を行った（平成 29 年度 4 基準 12 テーマ 29 区分 162 観点）。（ACCJC は、現在の ACCJC WASC である。）

○また、機関別評価は、基準ごとの評価結果（合又は否）を踏まえ、「適格」、「条件付き適格」、「不適格」及び「保留」の判定を行うことにした。

このうち「条件付き適格」は、基準の一部を満たしていない場合において、教育に重大な支障を及ぼすおそれがない場合に、改善事項及び改善報告書提出時期等の条件を付した上で「適格」とするもので、条件を付した事項についての改善確認を行い、改善されていない場合は、「適格」を取り消し「不適格」とするものである。

○具体的に基準は、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し（基準 I 建学の精神と教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の

状況を明らかにして（基準Ⅱ 教育課程と学生支援）、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し（基準Ⅲ 教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを評価・点検する（基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス）ようになっている。この4基準の下にテーマを置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事項を区分として設定し、具体的な取り組みを観点として示した。また、短期大学の個性を伸長させることを目的に、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」「地域貢献の取り組み」の三つの選択的評価基準を設け、4基準とは別に取り組みの達成状況等について評価を行うことにした。

○評価基準等の周知については、毎年、評価校を含む全短期大学向けの説明会（ALO対象説明会）及び評価員に対する研修会（評価員研修会）を開催しその内容等について説明を行っている。特に ALO 対象説明会では、開催前に事前質問を受け付け、説明会でその回答を配布・説明するとともに評価委員会において検討の上、ウェブサイトにてFAQとして掲載するなどして周知を図っている。また、説明会等終了後にはアンケート調査を実施し、その結果を評価委員会に報告し、次の評価員研修会等に向けてマニュアル、実施方法等の改善に努めている。

○この他、評価における書面調査及び訪問調査後には評価員からの意見を、評価校からは第三者評価結果の送付時に行う評価実施に関するアンケート調査により意見を聴取し、それらの意見を基に評価関係マニュアル等関係資料の改善に努めている。

○また、平成26年度には、学校教育法の一部改正、学校法人会計基準の一部改正及び公立短期大学に適合しない基準の読み替え等に対応するため、評価基準の改定作業を進め、平成27年7月に改定し、平成28年度評価から適用した。

（課題）

○平成29年度は、4基準12テーマ29区分162観点となっており、特に、基準Ⅰは、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認するものであることから、他の基準等と重複する（具体的な記述は基準Ⅱ～Ⅳに記述する）ものが見られたため、記述についての問い合わせがあったり、各基準に同様の記述が見られた。

○「学士課程教育の構築に向けて（答申）」を受けて、短期大学で取り組みが必要と思われるものを評価基準の中に取り込んでいたが（学習成果や三つの方針等）、その関係等についての理解が十分得られていない面が見られた。また、「学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている」というような観点について、それぞれが具体的にどういうものを指すのか等の問い合わせがあった。

○細目省令の改正（平成30年度からの施行分）への対応については、おおむねその内容は取り入れていたが、内部質保証を評価の重点項目とすること、三つの方針を一貫性・整合性のあるものとして評価する等の対応が必要となった。

○判定において、「条件付き適格」の取扱いについては、条件が付された事項についての改善計画を基に、指定する期日までに改善報告書を求め、その改善状況を見て判定するとしている。しかし、条件を付した事項についての評価は、短期大学の修業年限等との関係から一定期間が経過した時点での評価は、条件が付されていない他の基準との関

係において、また、質保証との関係からも適切なのか等の課題が提起された。

（改善（行動）計画）

○評価基準の改定等を行った場合は、その趣旨や内容等についての説明会のみならず様々な機会をとらえ、積極的に説明を行い、関係資料等の提供を行っていく。

○第2評価期間における選択的評価基準（教養教育、職業教育、地域貢献の各取り組み）については、すべての短期大学において積極的な取組が求められることから、4基準の中に取り入れた。

今後は、評価の段階で各短期大学の個性が見られるような工夫を行っていく。

○「学習成果」を獲得させるための卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針について、一貫性・整合性があるものとして策定され、具体化されているか等についての評価も取り入れる改定を行った。併せて重複する観点等について統合等の整理を行うとともに具体例を示した。

○第3評価期間に向けて、法令改正や評価員、評価校からの意見等への対応のため、平成28年から改定作業を進め、短期大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主・自立的に改革・改善を継続的に図るという内部質保証を重点項目として設定する評価基準の改定を行うとともに、評価員及び評価校それぞれが内部質保証ルーブリックにより確認を行うことにした。

今後は、内部質保証ルーブリックについて、その趣旨や取扱いを十分理解の上、活用できるように説明を行っていく。

○判定については、「条件付き適格」を見直し、「適格」又は「不適格」と判定することとし、「適格」、「不適格」、「保留」とした。なお、判定が「適格」ではあるが、着実な改善が求められるものについては、改善意見を付し改善状況を確認していくことにした。向上・充実のための課題として指摘した事項については、これまでと同様に次回の認証評価時に確認することにした。また、「保留」については、規定上、再評価が可能となるまで続くものとなっていたが、再評価ができないような場合はガバナンスの問題ととらえ「不適格」と判定することにした。

2. 評価方法について

（現状）

○第三者評価に当たっては、評価員には「第三者評価関係資料（短期大学基準協会第三者評価要綱、第三者評価実施規程、第三者評価実施要領、短期大学評価基準）」、「評価員マニュアル」、「基準別評価の考え方」及び「評価に使う様式の取扱い及び記入方法について」等を研修会において配布・説明を行っている。また、評価校には「第三者評価関係資料」、「ALOマニュアル」及び「自己点検・評価報告書作成マニュアル」を説明会において配布・説明を行っている。

○評価方法は第1評価期間とほぼ同様であり、評価前年度に、評価を受ける短期大学 ALO等を対象に説明会を開催し、評価基準等をはじめ留意事項等の説明を行っている。その後、評価校は、「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に従って、自己点検・評価報

告書（提出資料を含む。）を作成し、定められた期日までに各評価員及び本協会に送付している。

○評価員は、送付された自己点検・評価報告書（提出資料を含む。）による書面調査及び訪問調査を通じて、当該短期大学の状況を把握・分析・評価している。その評価は、評価基準に定める区分ごとに、当該短期大学が短期大学としての水準を満たしているかを、合・否の２段階で行い、さらに、区分評価を基にテーマごとの評価を４段階で行っている。

○その後、評価チームとして、各基準の合・否・保留、そして当該短期大学の教育活動等の状況について、特に優れている点及び早急に改善を要すると思われる点、加えて教育活動等が向上・充実に向かうために必要な課題についても検討し、見解をまとめた基準別評価票を作成し、評価委員会へ提出している。

○評価委員会の下に設置された、評価を受ける短期大学数に応じて設けられた分科会において、評価チーム責任者から提出された基準別評価票に基づき、評価チーム責任者と意見交換を行い、機関別評価原案を作成している。

○評価委員会では、分科会で作成した原案について審議を行い、機関別評価案を作成し、理事会に報告後、機関別評価案を当該短期大学に内示を行っている。

○この機関別評価案に対し、判定に係るものについては異議申立て、評価内容等に係るものについては意見申立ての機会を設けており、申立てがある場合、内示から30日以内に所定の手続きにより行うことになっている。

○異議申立てについては、第三者評価審査委員会において審査を行い、その結果を理事会へ報告している。意見申立てについては、評価委員会において審議を行い、その結果を第三者評価審査委員会及び理事会へ報告している。

○理事会は、機関別評価案等に基づいて評価結果の決定を行っている。

○なお、評価の公正を期するため、評価を受ける短期大学の利害関係者と認める者は、当該短期大学の評価業務に従事させないものとしている。

○また、評価校の評価諸準備等に係る負担軽減に関しては、認証評価関係機関と既存データの活用のため、共通様式の作成等について検討を行っている。

（課題）

○評価校が自己点検・評価報告書の作成に当たっては、観点を取りまとめ区分として記述することになっているため、短期大学によっては盛り込まれていない観点があり、訪問調査での確認が必要となっていた。また、区分ごとに現状及び課題を、テーマごとに改善計画を、さらに基準ごとに自己点検・評価の概要及び改善のための行動計画の記述を求めており、評価校からは記述が重複するものになるとの意見が多くあった。

○評価員には研修会を実施しているが、評価基準等についての認識に差が見られた。

○これまで訪問調査時の面接調査において、監事の出席は特に指定していないが、学校法人における監事の役割の重要性を踏まえれば、短期大学の業務や財務の監査を行う監事を含めての面接調査が必要であるとの意見があった。

○訪問調査においては、原則として学生との面談調査を行っていないが、学生の学習成果の獲得について教育環境等を含めて生の声を聴くことは重要なことであり、評価の参考になるとの意見があった。

○細目省令の一部改正に伴い、認証評価機関はその評価方法に高等学校等の関係者からの意見聴取が含まれるものとする事となり、その対応が求められていた。

(改善(行動)計画)

○自己点検・評価報告書の記述については、評価校が記述し易く、評価員も確認し易いように、また、重複記述を避けるために、観点ごとに記述することにした。

今後は、観点について記述を求める内容等その趣旨の周知を図っていく。

○評価員が、評価基準及び評価方法等について十分理解した上で評価に臨めるように、研修の充実と理解しやすいマニュアル等の作成に努めていくことにした。

今後は、評価員が評価作業に集中できるよう付随業務についての軽減を図る工夫を行っていく。

○訪問調査時の面接調査には、理事長及び学長をはじめとし監事の出席を求めることとし、ALO対象説明会等でその旨の周知を図っていくことにした。

○訪問調査時に、学生への面談調査としてインタビューの時間を設けることとし、ALO対象説明会等でその旨の周知を図っていくことにした。

○評価方法に高等学校等関係者の意見聴取が含まれることとする事への対応については、既に高等学校長を評価委員会委員としているが、別に高等学校等関係者からの意見聴取の機会を設けることにした。

今後は高等学校関係者以外の者の参画についても検討を行っていく。

3. 認証評価の実施状況について

(現状)

○第三者評価のスケジュールは、評価の実施前年度の6月の次年度評価の申込受付から評価実施年度の3月下旬の機関別評価の決定・通知、評価結果の公表までの約1年10ヶ月となっている。

表1 第三者評価のスケジュール

第三者評価の実施前年度	4月		短期大学の自己点検・評価活動
	5月	(5月下旬～6月上旬) 次年度第三者評価実施要領の通知・申込書送付	
	6月	次年度第三者評価の申込受付	
	7月	(7月末) 次年度第三者評価申込締切	
	8月	(8月～9月) 各短期大学のAL0に対する研修の実施	
	9月	(9月中旬～下旬) 次年度第三者評価の実施校の決定・通知 評価員の委嘱	
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
第三者評価の実施年度	2月		
	3月		
	4月		
	5月		
	6月	自己点検・評価報告書の提出 (提出締切6月末)	
	7月	(7月上・中旬) 評価員研修会の実施	
	8月	書面調査	
	9月	訪問調査	
	10月		
	11月	(11月上旬) 基準別評価票最終提出締切 (11月下旬) 分科会の開催	
	12月	(12月下旬) 機関別評価案の内示	
	1月	(1月下旬) 異議申立て締切	
	2月	(1月下旬～2月上旬) 第三者評価審査委員会による審査	
3月	(3月下旬) 機関別評価の決定・通知、評価結果の公表		

○第1評価期間の評価校数は、平成17年度30校、18年度44校、19年度51校、20年度55校、21年度65校、22年度83校と年度を追うごとに評価校数は増加し、第2評価期間は、評価の前倒し等もあったが、表2に示しているように同様の状況が見られる。

○評価員は当該年度の評価校数に合わせて委嘱しており、第2評価期間では延べ1,263名となっている。

○評価員は、会員短期大学から入学定員に応じて評価員候補者を3年ごとに本協会へ推薦していただき登録している。その後は、毎年、評価校の状況(地域、分野等)を勘案して、登録された評価員候補者の中から評価員を委嘱している。なお、評価員候補者の推薦に当たっては、本協会からAグループ(理事長・学長等及び評価員の経験を有する幹部職員)、Bグループ(自己点検・評価活動の経験がある幹部レベルの教員)、Cグループ(自己点検・評価活動の経験がある中堅レベルの教員)、Dグループ(自己点検・評

価活動の経験がある事務部門の責任者)に分けての推薦を依頼しているが、例年、評価チームの責任者となる A グループ、財務関係に精通している D グループの推薦者が少ない状況が見られた。

○評価チームの書面調査及び訪問調査から始まる第三者評価は、所定の手続を経て第三者評価結果として決定し、評価校に通知される。第三者評価結果については、機関別評価結果(判定)、機関別評価結果の事由(総評、三つの意見(①特に優れた試みと評価できる事項、②向上・充実のための課題、③早急に改善を要すると判断される事項)、基準別評価結果)及び選択的評価結果から構成され、第2評価期間の第三者評価の判定及び三つの意見等の状況は次のとおりである。

表2 第2評価期間の第三者評価の判定及び三つの意見等

年度(平成)		23	24	25	26	27	28	29
評価校数			33	42	56	47	64	48
再評価校数		8		5	1	6	3	
評価員数		9	143	195	241	209	263	203
評 価	適 格	3	33	42	56	50	67	48
	内条件付		2		1	3	3	
	保 留	5		5		3		
	不適格							
意 三 つ の 見 の	特に優れた試み		190	231	287	241	329	189
	向上充実の課題		100	115	132	106	188	133
	早急改善		8	9	12	18	25	23
評 選 択 的 評 価 的	教養教育の取組		19	21	24	23	27	8
	職業教育の取組		21	20	37	24	28	17
	地域貢献の取組		27	38	46	39	56	39

○「条件付き適格」については、指定した期日までに資料の提出を求め、その改善状況について確認を行うこととしており、「保留」については、指定した期間内に再評価を受けるものとしている。

○また、短期大学の自主的な改革・改善を支援するため短期大学が目的達成に向けていかに努力・改善を行っているかなどを評価する三つの意見については、①特に優れた試みと評価できる事項としては、アドバイザー制度、チューター制度、補習授業などを採り入れた学習支援、奨学金制度などの経済的支援、就職支援など「学生支援」に関することについての評価が多くあった。②向上・充実のための課題としては、シラバスの記述内容の改善・充実などを求めた「教育課程」、FD・SD 規程の整備などを求めた「人的資源」、事業活動収支の改善等を求めた「財的資源」に関することについての評価が多くあった。③早急に改善を要すると判断される事項としては、人材養成の目的を学則等に定めることなどを求めた「教育効果」、理事会、評議員会への監事の出席を求めた「ガバナンス」、財務の改善を求めた「財的資源」、講義において1単位当たり15時間の授業時間の確保などを求めた「教育課程」に関することについての評価が多くあった。

○また、新たに短期大学の個性を伸長させることを目的とした「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けた。機関別評価結果には反映されないが、取り組みなどの達成状況を評価するものであり、希望する短期大学について実施している。

○毎年度の第三者評価結果については、第三者評価結果報告書としてとりまとめ、文部科学大臣に報告するとともに会員校、報道機関及び関係機関へ配布し、ウェブサイトでの公表を行うなど社会に公表している。なお、平成 28 年度から報告書は冊子に替えて電子データ（CD-R）とした。また、本協会を含む認証評価機関 13 機関で組織する認証評価機関連絡協議会において、各認証評価機関の評価結果について判定の状況や特色ある取り組みを取りまとめウェブサイトにて公表している。

○なお、当該年度の第三者評価結果と併せて評価校には、今後の改善の参考として活用することを目的に、評価員が作成した基準別評価票を送付している。また、全会員校には評価結果の分析、これまでの指摘事項及びその理由や当該年度の新たな指摘事項及びその理由等を振り返りとして送付し、今後の自己点検・評価に当たって留意すべき事項等を周知し、短期大学の教育の向上・充実の支援に努めている。

（課題）

○各年度の評価校数に差があるため、評価員の確保及び評価作業に係る事務職員の確保が難しい状況であった。

○評価員の確保に当たっては、評価チームの責任者となる A グループ、財務関係に精通している D グループの推薦者が少ないため、同一候補者に 3 年連続して評価員を委嘱する場合があります、当該評価員には負担の大きいものとなっていた。

○評価員及び評価校向けに各種マニュアルが作成されているが、特に評価校関係マニュアルについては、もっと簡素化できないかとの意見が寄せられていた。

（改善（行動）計画）

○各年度の評価校数の平準化及び評価員の確保に向けては、様々な機会をとらえて会員校の理解と協力を得る努力を行っていく。また、評価員を経験し短期大学を離れた者の協力を得ること等も検討を行っていく。

○評価員及び評価校向けの各種マニュアルについては、毎年、評価員及び評価校からのアンケート等の意見を基に改定してきており、評価校用の「ALO マニュアル」及び「自己点検・評価報告書作成マニュアル」については、「評価校マニュアル」として重複等部分を整理し、必要な業務等についてのチェックリストを作成した。また、評価員用のマニュアルである「基準別評価の考え方」及び「評価に使う様式の取扱い及び記入方法について」についても一冊に整理した。

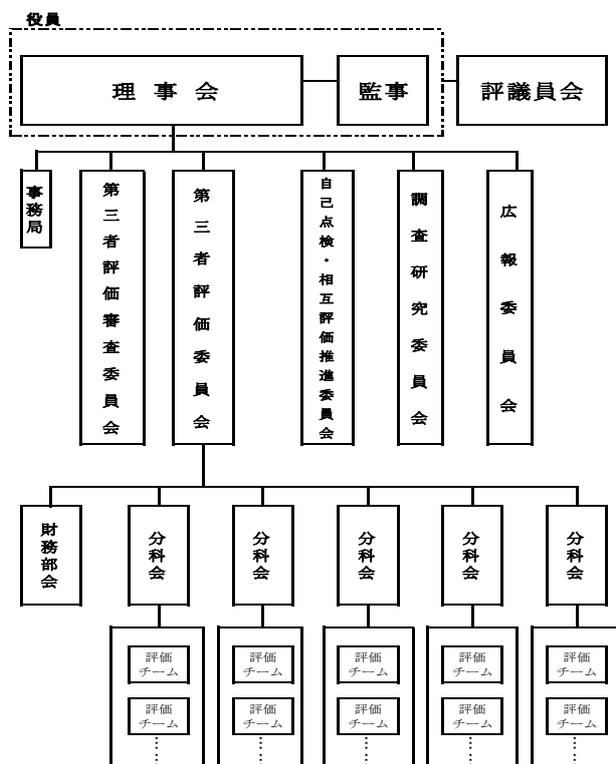
今後は、利用後の意見を聴きながらより理解しやすく、利用しやすいものへとさらに改善を図っていく。

4. 組織及び運営の状況について
(現状)

○本協会（財団法人短期大学基準協会）は、平成 23 年 12 月 1 日の公益法人制度改革三法の施行に伴い、平成 23 年 9 月 22 日に一般財団法人への移行申請を行い、平成 24 年 3 月 21 日付で内閣総理大臣の移行認可を受け、平成 24 年 4 月 1 日をもって「一般財団法人短期大学基準協会」として発足した。

○本協会には、最高議決機関である評議員会、業務執行の決定機関である理事会と理事会の下に各種委員会を設けている。

図 1 組織



○評議員は 10 名以上 15 名以内で構成され、評議員会は年 1 回毎事業年度終了後 3 ヶ月以内の 6 月に開催して、定款で定める議決事項を審議している。

○理事は 15 名以上 20 名以内、監事は 2 名以上 3 名以内で構成されており、理事のうちから理事長 1 名、副理事長 2 名を選任し、代表理事に選定している。理事会は年 5 回乃至 6 回開催しており、第三者評価実施要領、次年度第三者評価の評価校及び実施に伴う評価員、評価校へ内示する機関別評価案、評価校からの機関別評価案に対する異議申立て等への対応、第三者評価結果報告書、次期評価期間からの新評価システムに対応した短期大学評価基準の策定等について審議・決定している。

○理事会の下に置かれる第三者評価委員会は、25 名～30 名の委員で構成されており、年間 11 回程度の委員会を開催し、第三者評価の基本方針の策定、機関別評価結果の作成、評価結果の公表等についての審議や、第 3 評価期間に向けた第三者評価要綱、短期大学

評価基準や各種マニュアル等の改定など、新評価システムに関する検討を行っている。評価に当たっては、評価委員会の下に評価チーム、財務部会、分科会を設けて評価校の総合的な評価を行っている。

○第三者評価結果の決定の過程で、各評価校へ内示した機関別評価案に対して、評価校からの判定に係る異議申立てについて審査を行い、その結果を理事会に報告を行う第三者評価審査委員会は、5名の委員で構成されており、意見申立てに対する評価委員会の対応についての確認も行っている。

○また、本協会では、短期大学の教育活動等についての第三者評価の実施のほか、短期大学の主体的改革・改善を支援して、教育研究水準の向上及び質的充実を図ることを目的として、各種委員会を設置している。

自己点検・相互評価推進委員会では、短期大学間相互評価支援、地域総合科学科の適格認定評価及び達成度評価の事業を行っている。調査研究委員会では、「短期大学における主体的改革・改善に資する自己点検方法に関する調査研究」の課題の下、平成20年度から「短期大学生調査」の開発を続けていたが、調査研究の成果を踏まえ平成30年度からは、本協会の事業として実施していくことにした。

広報委員会は、本協会が行う事業活動に関する情報を会報「NEWS LETTER」で年4回発刊するとともに、本協会事業の透明性を高めるためにホームページを開設し、事業全般に関する情報のほか、組織、諸規程、収支予算書、決算報告書、事業計画、事業報告、会報のバックナンバー、本協会の概要（英語版）などを公表しており、常に最新の情報に更新することによって、評価文化の醸成及び啓発を図っている。

○この様な法人の事業については、会員校に対し様々な機会をとらえて説明を行ってきており、理解を得ているものと考えている。

○本協会は会員制を採っており、その主な収入は会員校からの会費収入と第三者評価事業に係る評価料収入である。評価料収入は評価校数により増減があるが、会費収入は安定的な収入であり、法人運営の基幹的な経費である。しかし、会員校数は、第2評価期間の初年度の平成23年度は私立短期大学の329校であったが、短期大学の閉学等により、平成29年度には289校と40校減少している。

表3 会員校数の推移

年 度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
会員校数	329 校	323 校	316 校	310 校	301 校	299 校	289 校

○会費については、短期大学一校当たりの単価及び学生一人当たりの単価を設定し、前年度の短期大学に在学する学生数を基に算出した額を納入していただいております。短期大学数・学生数の減少に伴いその収入は年々減少している。

このような中で安定した運営を行っていくために、既存業務及び既定経費の見直しを進め、あわせて会員校の確保とともに収入増に向けての新たな事業（四年制大学や専門職短期大学の評価事業の実施等）等についての検討を始めることにした。

○委員会委員の出席に係る旅費については、旅費規程において会員校に所属する委員の委員会等への出席旅費については定額支給（地域別により3段階）となっており、その

差額は所属短期大学等の負担となっていること、評価員の訪問調査に係る旅費については、必要な経費は支給されているもののいわゆる謝金は含まれておらず真にボランティアによるものとなっているなど、短期大学及び評価員の多大な協力の下に委員会等の開催や第三者評価が実施されている。

（課題）

○会員短期大学が四年制大学への転換による閉校、他認証評価機関での受審等の理由で減少による会費収入の減は、本協会の事業活動に大きな影響を与えることになる。

○委員会出席時の旅費については、委員会等委員の旅費及び報酬の支給に関する規程により、委員が会員短期大学所属の場合は、定額（地域別により3段階）が支給されている。しかし、遠方から出席する委員の旅費の多くは会員短期大学等の負担となっているため、東京から遠方の短期大学への委員の就任依頼は今後難しくなることが懸念される。

○評価員の訪問調査旅費は必要経費が支給されるものの通常業務に加えての業務を依頼するものであり、その対価についての支給について検討を求める声があった。

（改善（行動）計画）

○既存業務の見直し等による経費削減に努めるとともに、会員短期大学の確保のために、会員短期大学の本協会事業についての意見等を十分聴いて適切な対応を図っていく。また、新たな収入の確保（四年制大学や専門職短期大学の評価事業の実施等）等の検討を進めていく。

○委員会出席時の旅費については、会員校の理解を得る努力をするとともに本協会の財務事情等を踏まえ、遠方からの出席者への配慮について検討を行っていく。

○評価員の評価業務に対する対価については、評価員確保の点からも会員校の理解を得る努力を行うとともに本協会の財務事情等を踏まえて検討を行っていく。

(参考)

一般財団法人短期大学基準協会 自己点検・評価委員会規程

[平成30年2月16日制定]

(目的)

第1条 一般財団法人短期大学基準協会定款第47条第2項の規定に基づき、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 副理事長及び理事のうちから理事会が指名した者
- (2) 事務局長
- (3) その他、理事会が必要と認めた者

2 委員は、理事長が委嘱する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任することができる。

2 欠員の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事会の議を経て理事長が任命し、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、委員会の職務を管掌する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(職務)

第5条 委員会は、本協会の「評価基準」、「評価方法」、「認証評価の実施状況」及び「組織及び運営の状況」について自己点検・評価を行う。

2 委員会は、自己点検・評価の結果を理事会に報告する。

(委員会の招集等)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(結果の取扱い)

第9条 理事会は、自己点検・評価の結果を踏まえ、必要に応じて改善を図る。

2 理事会は、自己点検・評価の結果をウェブサイト等により公表する。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局が行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

自己点検・評価委員会 委員名簿

委員長	中野 正明	華頂短期大学	学長
委員	冲永 佳史	帝京大学短期大学	理事長・学長
〃	工藤 智規	東京電機大学	理事
〃	小松 茂喜	日本私立短期大学協会	事務局長
〃	坂根 康秀	香蘭女子短期大学	理事長・学長
〃	田久昌次郎	いわき短期大学	学長
〃	田中 厚一	帯広大谷短期大学	学長
〃	松ヶ迫和峰	一般財団法人短期大学基準協会	事務局長
オブザーバー	原田 博史	岡山短期大学	理事長・学長